

平成31年3月28日

一般社団法人 日本調査業協会会長 様

京都人権啓発行政連絡協議会

【構成機関】 京都地方法務局 近畿財務局 京都財務事務所

京都労働局 近畿農政局 近畿経済産業局

近畿運輸局 京都運輸支局 近畿地方整備局

京都府 京都市

探偵業務における戸籍謄本等の請求について（依頼）

春暖の候 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

当協議会は、人権尊重思想の普及・高揚に関する施策について、各行政機関が相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的とし、講演会・研修会及び街頭啓発等の事業を行っております。

さて、戸籍の謄抄本及び住民票の写し等については、平成20年5月に、改正戸籍法、改正住民基本台帳法が施行され、交付請求手続が厳格化されたところです。

しかしながら、残念なことに、探偵業の届出をした者が、司法書士等と共謀の上、住民票の写しや戸籍謄本を不正の手段により交付を受けていた住民基本台帳法違反、戸籍法違反事案などのケースが報告されております。

いうまでもなく、戸籍及び住民基本台帳には、国民のプライバシーに関わる重要な個人情報に記載されており、戸籍謄本等の不正取得は、国民生活の安寧を揺るがす反社会的な行為です。

このような行為の背景には、結婚や就職における身元調査等があり、人生の重要な節目で、深刻な人権侵犯を引き起こす恐れがある、人権擁護の観点からも決して看過できないものです。

こうした差別を防止するため、京都府内においては全市町村が独自に「事前登録型本人通知制度」を導入し、戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合に、事前に登録した人に第三者への交付の事実をお知らせしているところです。

つきましては、貴職におかれましても、探偵業の業務の適正化に関する法律の趣旨を会（組合）員に徹底いただくとともに、人権尊重の観点から、人権研修の実施・参加を始め、積極的な人権啓発の取組を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



31-006

(参考)

探偵業の業務の適正化に関する法律(抄)(平成十八年六月八日法律第六十号)

(目的)

第一条 この法律は、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(探偵業務の実施の原則)

第六条 探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者(以下「探偵業者等」という。)は、探偵業務を行うに当たっては、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穩を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

(書面の交付を受ける義務)

第七条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない。

(探偵業務の実施に関する規制)

第九条 探偵業者は、当該探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならない。

2 (略)